介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

この要件は令和 3 年 4 月 1 日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1　施設等区分

区　分	基　　準
認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	イ　別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 （1）共同生活住居の数が1であること。 （2）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 90 条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 70 条に定める従業者の員数を置いていること。
認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	ロ　別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 （1）共同生活住居の数が2であること。 （2）イ(2)に該当すること。

2　提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	①　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③　誓約書（加算用）
夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から4週間分を従業者全員分で作成）
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
利用者の入院期間中の体制	※共通必要書類のみ
看取り介護加算 【認知症対応型共同生活介護】	※共通必要書類のみ **※医療連携体制加算の算定が必要**
医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 【認知症対応型共同生活介護】	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から4週間分を看護職員分で作成） ②　看護師等免許証の写し（看護職員未提出分） ③　病院等との連携により体制を確保する場合は連携していることがわかる契約書等の写し
認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し　又は　認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ②　認知症介護指導者養成研修の修了証の写し　又は　認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類**（※（Ⅱ）のみ）**
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ**（※LIFE への登録が必要）**
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 12-6） ②　サービス提供体制強化加算要件確認表（参考様式）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ②　介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届 **（※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ）**
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ（誓約書不要）
短期利用（介護予防）認知症対応型共同生活介護の届出	①　変更届出書 ②　短期利用認知症対応型共同生活介護確認表 ③　認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者養成研修」のいずれかの修了証の写し ④　運営規程（短期利用の項目を追加したもの） **（※『短期利用認知症対応型共同生活介護　基準抜粋』を確認し、適合している場合のみ届出可能）**

2　事業所にて作成及び保管が必要な書類（指定権者からの求めがあった場合に提出）

加算等の種別	必要書類
看取り介護加算 **【認知症対応型共同生活介護】**	①　看取りに関する指針（同意を得るための書類を含む）
医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） **【認知症対応型共同生活介護】**	①　重度化した場合の対応に係る指針（同意を得るための書類を含む）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　中重度要介護者等受入要件確認表**（直近3月間の認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を毎月記録すること）** ②　認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録 ③　個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録**（※（Ⅱ）のみ）**
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①　個別の従業者に係る研修計画及び実施記録 ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期的な開催記録
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） **介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）**	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

3　算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号） 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）

【短期利用認知症対応型共同生活介護 基準抜粋】

ハ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

（1）共同生活住居の数が1であること。

（2）当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について 3 年以上の経験を有すること。

（3）次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、（一）及び（二）にかかわらず、事業所の共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

（一）事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。

（二）一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は 1 名とすること。

（4）利用の開始に当たって、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めること。

（5）短期利用認知症対応型共同生活介護を行うにあたって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。

（6）①（2）に該当すること。

ニ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

（1）共同生活住居の数が2であること。

（2）ハ（2）から（6）までに該当するものであること。

◇短期利用認知症対応型共同生活介護費について

短期利用認知症対応型共同生活介護については、施設基準第 31 号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。

同号ハ（5）に規定する「短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践者研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。

※短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護費についても上記と同様の趣旨